

## 相続人の皆さんへ

静岡家庭裁判所

### 1. 遺産分割調停とは

遺産分割調停は、被相続人（亡くなられた方）が有していた財産（遺産）のうち、**現に存するもの**を分けるための話し合いの手続です。具体的には、「**誰が、何を、どのような割合で、どのように分けるか**」を決めていく手続です。

相続人の皆さんは、遺産を分けることやこれまでの経緯について、さまざまな思いを抱いていらっしゃると思いますが、家庭裁判所での遺産分割調停は、あくまで「**現に存する遺産について、誰が、何を、どのような割合で、どのように分けるか**」を決めることを最終的な目的としているのであって、その他の問題を何でも取り込めるものではない点をご理解ください。

### 2. 遺産分割調停の流れ

上記の目的を達するために、まずは、**①相続人は誰なのか、②遺言書はあるのか、③遺産分割協議はあったのか、④遺産となるものの範囲はどこまでか、⑤遺産の現状はどのようになっているのか、⑥遺産をどのように評価するか**、という6つの事項を最優先して調停を進めていきます。これら6つの事項は、遺産分割調停においては、土俵となる重要な事項です。これら6つの事項をあやふやにしたままでは、その後続く具体的な分割の話が、場合によっては無意味となり、また最初から話し合いをやり直さなければならなくなることもあります。そのような事態に陥らないためにも、相続人の皆さんには、**遅くとも第4回調停期日までに6つの事項が確定するよう**、これらを最優先して話し合いを進めて行っていただきたいと思います（**事案や皆さんの協力により、もっと早く6つの事項が確定することもあります。**）。なお、④の遺産については、**裁判所が遺産を探すことはありません**。「もっと遺産があるはずだ」と思われる場合には、ご自身で調査し、遺産が他にもあるという主張の根拠となる資料を提出してください。

### 3. 遺産分割調停での約束事

(1) 資料は原則としてご自身でご用意ください。

調停を通して話し合いを進めるにあたって、調停委員会や他の相続人の方に言い分を理解してもらえるように、さまざまな資料（言い分を記載した書面や客観的な資料、証拠となるもの）をご用意いただく必要が出てくると思いますが、**必要な資料は原則として、裁判所が用意するということはありませんので、ご自身でご用意いただきますようお願い致します。**

(2) 発言には責任を持ってください。

遺産分割調停は、話し合うべき事項が多く、それらが複雑に絡み合っています。あなたが発言された内容が、次に決める事項の前提となっていたりすることも少なくありません。一度決めたことを簡単に撤回、変更されてしまつては、積み重ねてきた話し合いも全くの無駄となってしまうます。そのような無駄を生じさせることなく、一日でも早く解決ができるよう、**決断をされる際には、十分に検討をし、簡単に撤回、変更することのないようお願い致します。**

(3) 書面の提出について

調停委員等から、「次回までに〇〇の書面を提出してください」という願いをすることがあると思います。提出書面は、A4サイズ of 用紙（この書面と同じ大きさの用紙）で、とじしろとして縦長に置いた左側を3cm程度空けて作成してください（何かのコピーを提出する場合にも、同様に、A4サイズの用紙で左側を3cm程度空けてください。）。**提出は、調停の日の1週間前又は決められた日までに郵送または持参の方法でお願いします。**郵送の際には、調停の番号（平成〇〇年（家イ）第〇〇号）、提出者のお名前を封筒の分かりやすいところに記載してください。

以上の点をご理解いただき、円滑な調停の進行と早期の解決へのご協力をお願い致します。